

## 『石井三家系図』の成立

——連歌師石井家と東九条莊下司職石井氏——

中嶋謙昌

はじめに

南北朝から室町、織豊期にかけて、最も愛好された芸能の中に、能と連歌があつた。これらは、貴族や有力武家等を中心とする上層階級にも愛好され、室町後期以降には能も連歌も嗜むという人々が少なくなかつた。例えば、織豊期から江戸初期にかけて活躍した公家山科言経は、連歌の会に一座することもあれば、能や謡を賞翫することもあつた(『言経卿記』)。山科言経のいた世界は、一つの芸能だけが好まれるような場ではなく、複数の芸能が交錯する世界であつたと思われる。そのような環境は、言経周辺だけではなく、織豊期の京都新在家にも見られる。このことは、最近、拙稿「大鼓役者石井滋長の周辺——織豊期・京都新在家の文化的環境——」で論じた(二)(以下前稿と称す)。

前稿では、能楽大鼓方石井流の祖である大鼓役者石井滋

長に注目し、滋長が連歌師石井家や新在家衆石井氏と同族であつた可能性を指摘した。連歌師石井家は、『新撰菟玖波集』に説人不知衆として一句入集した、石井了派を祖とする連歌師の家である。江戸期には、猪苗代家とともに仙台藩伊達家に仕え、近代まで家系を存続させている。それゆえ、滋長も連歌界と近かつたようであるが、結局は能楽の世界で大鼓役者として大成した。滋長が能芸に接近できたのは、全くの偶然ではない。新在家は元龜四年(一五七三)新たに建設された町であつたが、立売などと同様、京都の上層住民が集まつた地域である。そこには、連歌のほか、能などの芸能にも接触できる文化的な環境があつた。それでは、滋長を輩出したと思われる石井家が、なぜ上層住民として京都の中心部に居住できたのか。あるいは、石井家が、了派以降、連歌師を輩出し、貴顕や著名な連歌師たちの間で連歌をすることができたのか。それは、石井

家の世俗的な実力にも一因があつたと想像されるが、このことが明確にわかる資料はそれほど多くないようである。そこで、連歌師石井家の祖石井了派の出自を手掛かりとして、この問題にアプローチしたい。

了派の出自を示したと思われる資料が、京都大学附属図書館『石井三家系図』である。本書の成立などについて、詳しく検証した研究は見出すことができなかったが、従来、連歌師石井家の代々を記した資料として用いられ、前稿においても、同様の姿勢で本書を用いた。しかし、本書は、連歌師石井家の系図のみによって、構成されているのではない。連歌師石井家系図の前には、「石井三家」なるものの系図が存在している。分量から言えば、紙幅の半分は「石井三家」の記述で占められており、本書の書名も「石井家系図」ではなく、「石井三家系図」である。むしろ、「石井三家」の系図に、連歌師石井家の系図が付載されていると言った方がよい。本書は、連歌師石井家の祖先に、「石井三家」を位置づけようとする意図で、作成された系図と考えるべきだろう。

ただし、『石井三家系図』が意図するところと、それが史実であることは、全く別の問題である。一般的に、家系図は、家の代々を知る上で便利な資料だが、史実を反映しているとは限らない。もちろん、誤写や誤伝の可能性も

あるし、伝説的な内容や後人による意図的な改変を含むこともある。

本書の内容が史実かどうかは、「石井三家」に関する部分を含め、史料によって、歴史的な裏付けをしてゆく必要がある。つまり、本書全体が、どのような事情で成立したのか。「石井三家」が何者であつて、その記述はどこまでが史実と言いつ得るのか。そして、「石井三家」と連歌師石井家の間には、どのような関係があるのか、という検証を経た上でなければ、石井了派の出自を示す資料として、本書を用いることはできない。

本稿の目的は、そのような視点に立って、『石井三家系図』の伝本と成立事情、そして系図の史実性について、解明することにある。また、その検証を通じて、石井了派の出自も、ある程度明らかになってゆくだろう。同時に、前稿の記述に対する若干の補訂も行いたい。まずは、本書の伝本と書誌的事項について説明することから始め、編者や成立時期といった成立事情へと、論を進めることとする。

#### 一 『系図』の伝本と書誌的事項

『石井三家系図』（以下『系図』と略称）には、伝本が二本現存している。後述するように、両伝本とも編者の自

筆本と思われ、一本は草稿本、もう一本は草稿本をもとにして作られた浄書本であろう。

草稿本は、京都大学附属図書館蔵(5—64/イ/1貴別)、整理書名は「石井三家系図 初稿」。写本、卷子本一軸。後補の黄土色無地表紙に、直接「石井三家系図 初稿 石井家旧蔵」と墨書するが、表紙・外題ともに、京都大学収蔵後の処置であろう。本文料紙は楮紙。紙高一六・四cm、全長一八七・三cm(第一紙四六・二cm、第二紙四六・八cm、第三紙四六・九cm、第四紙四七・四cm)。無界。内題はないが、冒頭に「石井三家系図、具在九条殿下之日記。今為略記之」(句読点は私に付した。以下同)とあり、この後に本文が続く。成立や書写に関する奥書等は見られない。全体は一筆で書かれており、書写態度は概ね良好であるが、時折、墨減や擦り消し、墨筆・朱筆による書き入れが見られる。また、系図の系線もやや乱雑に書かれているので、草稿的なものと推測される。

浄書本は、京都大学付属図書館蔵(5—64/イ/2貴別)、整理書名は「石井三家系図 再稿」。写本、卷子本一軸。草稿本と同様、後補の黄土色無地表紙に、直接「石井三家系図 草稿 石井家旧蔵」と墨書する。本文料紙は楮紙。紙高三三・六cm、全長二三一・九cm(第一紙四六・一cm、第二紙四六・六cm、第三紙四六・六cm、第四紙四六・五cm、

第五紙四六・一cm)。高さ二二・三cm、行幅二・二cm程度の押界が全紙にある。内題は「石井三家系図」。奥書は、浄書本同様見られない。後に詳しく述べるが、第四紙の石井了珍まではほぼ一筆で、界線に従い丁寧に書写されている。内容からも、草稿本を浄書したものと思われるが、子孫の手によつて、何度も系図が書き加えられた形跡が見られる。また、本文中の漢文には一部訓点が付けられている。

本文は、草稿本・浄書本ともに、(A)「石井三家」の由緒を漢文体で記した序文、(B)「石井三家」の系図、(C)連歌師石井家の系図、の三つの部分から構成されている。さらに、この三部分は、石井三家について書かれたA B部分と、連歌師石井家について書かれたC部分に、まとめることが可能である。ただし、前半の石井三家部分と、後半の連歌師石井家部分の間にかなる関係があるのか、具体的には何ら示されていない。

草稿本と浄書本の本文を比較したところ、前半の石井三家部分においては、表現を整理したと思われる所があるものの、それほど大きな異同は見られない。両伝本の間で相違が目立つのは、後半の連歌師石井家部分である。

草稿本の連歌師石井家系図には、室町後期から江戸中期に至る十名が、次のような順序で連ねられている。



であろう。草稿本・浄書本（後人増補部分を除く。以下同）ともに、系図の最も後ろに置かれているのは、了瑣と了珍で、連歌師石井家の中では、この二人のみに命日が記されていないなかった。このうち、了瑣には、「吉村君二仕、病身ニテ願ノ上家督被除下」（草稿本）とあり、既に家督相続者から除かれた旨の記載があるので、『系図』に見られる人物の中では、了珍が編者であった可能性が最も高い。本文の書写もおそらく了珍によるものであろう。

このように、『系図』は石井了珍によって作成され、初めに草稿本が成り、ついで浄書本が書写されたと推測されるが、その成立時期については一考を要する。

『国書総目録』が本書の成立時期を元文三年とする根拠は、草稿本における石井了珍の注記であったと思われる。

了珍

実父里村法橋昌築。

享保十一年十二月十五日此時十四歳、吉村君江御目見、一部屋住ニテ七種御連衆相務、父了瑣享保十七年十二月朔日（十一月晦日）を見せ消ち）如願隠居進退無相違被下置。元文三年十二月廿三日、御近習御相伴御御手、被仰付引続宗村君奉仕。

了珍は了瑣の子だが、実父は里村昌築であった。ちなみに、昌築の祖父は里村南家の昌程、父は里村昌純である。了珍は、享保十一年（一七二六）、当時の仙台藩主伊達吉村に仕え、七種連歌の連衆をつとめることになった<sup>100</sup>。父・了瑣が享保十七年（一七三二）に隠居した後、元文三年（一七三八）、後の仙台藩主伊達宗村に仕えたという。

この元文三年が、草稿本における最も新しい年記であるが、成立時期を考える上で、この年記はあくまで目安に過ぎない。草稿本の成立については、元文三年以降のある時期と考えるべきだろう。

対して、浄書本の成立時期については、どのように考えられるだろうか。草稿本の成立の上限は元文三年であったが、浄書本成立の上限はさらに下る。それは、浄書本における了珍の注記に、次のような記述が見られるからである。

了珍

金篩軒、澁斎、一片庵、実名堅滋、実父里村法橋昌築。

元文元年十二月三日叙法橋廿八歳、寛延二年四月廿九日叙法眼四十一歳。

享保十一年十二月十五日部屋住十四歳ニ而、吉村君江御目見。七種御連歌御連衆蒙仰。父了瑣享保十七年十二月朔日願之上隠居進退無御相違被下置。元文三年十

二月廿三日、御近習御相伴等、如父引続奉宗村君仕。

五月廿九日卒年号不詳安永五年遂吟味

浄書本では、草稿本の内容に加えて、軒号・齋号・庵号、実名なども知られるが、今は法橋と法眼に叙せられた時期に注意したい。すなわち、法橋には元文元年（一七三六）二十八歳で、法眼には寛延二年（一七四九）四十一歳で叙せられたことがわかる。寛延二年は、草稿本成立の上限である元文三年の十一年後にあたり、浄書本成立の上限は、元文三年よりも下ることになる。ひとまず、浄書本の成立は、寛延二年以降と言えよう<sup>三〇</sup>。

さらに、浄書本の本文には、寛延二年よりも新しい年号を見出すことができる。すなわち、連歌師石井家の初代にあたる了派に関する注記である。次に、草稿本と浄書本の了派に関する記述をあげる（この引用に限り、行分けを底本通りとした）。

【草稿本】

宗祇門弟為連歌師

了派 五月廿九日卒年号不詳

【浄書本】

了派 種玉庵宗祇法師門弟子 連歌家業 永録<sup>（つと）</sup> 二年己未

草稿本は、了派の没年を「年号不詳」とするが、浄書本では「永録二年己未」と年記が加えられ、さらに「安永五年遂吟味」と記されている。了派の没年が永録二年かどうかは後に検討を加えるが、浄書本の成立を考える上では、浄書本の「安永五年遂吟味」という記述がいつ書き入れられたのが、重要な意味を持つ。

まず、草稿本と浄書本のこの記述からは、次のことがわかる。すなわち、草稿本制作当時は、了派の没年が不詳であったが、安永五年（一七七六）に「吟味」をした結果、永録二年（一五五九）という没年が判明し、浄書本に記された。

また、浄書本における「永録二年己未」「安永五年遂吟味」の筆跡は、連歌師石井家系図の了珍までの筆跡と同じであり、編者自身（了珍であろう）の手によるものと思われる。

しかし、そのことと、「安永五年遂吟味」の記述が浄書本成立当初から存在していたことは、必ずしも直結しない。「永録二年己未」「安永五年遂吟味」の二つの記述は、同時期に書かれたものと思われるが、仮に、浄書本成立時点から、これらの記述があったとすれば、次のような疑問

が生じる。つまり、浄書本成立時に了派の没年が永禄二年と判明していたにもかかわらず、なぜ「年号不詳」という草稿本の記述を削除しなかったのか、という疑問である。

浄書本の書写態度は、草稿本をそのまま浄書するだけではなく、適宜表現を整理し、内容を増補する傾向がある。

仮に、浄書本成立当初から、了派の没年が判明していれば、「年号不詳」という草稿本の記述は、浄書本の段階で削除されているはずである。しかも、「永禄二年己未」と「安永五年遂吟味」の記述は、いずれも行末に位置しており、浄書本成立後に書き入れられた可能性を否定することはできない。

このような理由から、浄書本成立の上限は、やはり寛延二年と考えてよいのではないだろうか。「永禄二年己未」「安永五年遂吟味」の記述は、浄書本が成立した後に、編者の了珍が、何らかの「吟味」を通じて了派の没年を知り、自ら書き入れたものであろう。

以上、『系図』の成立時期について、草稿本成立の上限を元文三年、浄書本成立の上限を寛延二年と考えたのであるが、草稿本の成立時期を、成立上限いっばいの元文三年頃と想定する必要は特にないと思われる。草稿本と浄書本の間には、成立時期を大きく違えるほどの異同はなく、草稿本ができて、程なく浄書されたかと想定しておきたい。厳

密に言えば、草稿本の成立は元文三年以降と言うべきであるが、寛延二年以降に、草稿本が成立した可能性も十分にあるであろう。

ついで、了珍が『系図』を作成した動機についても触れておく。

先に述べた通り、本書によれば、了珍は了瑄の養子であり、了瑄の実子了璠が病身であったため、家督を相続したと読み取ることができる。しかし、了珍の養子入りには、生家である里村家側の経済的事情もあつたようである。

了珍の実父は里村昌築であった。昌築の祖父昌程は、幕府御連歌始の宗匠を務め、父昌純と昌築自身は、幕府御連歌始の第三を長年務めた。しかし、昌純が昌程の嫡子でなかったため、昌築はあくまで分家格であり、それゆえに逼迫した生活を送っていたようである。その様子については、昌築が『無分別之談』で自嘲気味に述懐している<sup>四〇</sup>。

吾方は父昌純代より御会をつとめ、吾も同じく相勤ぬ。

父昌純、常御あてがい、御支配御方へ年々御願ひ申せしかど、時うつり、御支配もかはり、七十一より老病おもり、御用も引退きぬ。

我身三十三年の程つとめ、父がつとめし御第三役相続して、午年春までつとめぬ。しかるに細川家合力もへ

り、其上人々の大願も例なきゆへ相かなはず、年につけつゝ不勝手は増り、借金には責られ、心ならぬながらおほやけを引退ぬ。

さらに、同書には、昌築が自らの子について述べた個所がある。

(連歌師の)先達は隠者又ひとつには常禄のあることとして、余りに此道を行ふ。本意ならめとおもひ、世伴は束髪させぬ。(略)吾子俗にしたる、さまく口の端にかゝる、連歌師家のゆゑむしらぬより也。和歌も連歌も日本の道也。誰にても道に長じ、宗匠にするには、からんや。一代二代にて常禄のなきもの、貧てつとむる、却而先祖の顔よごしならん。(略)吾世伴、何とぞ此道を奉公のひまなくに失はずつとめ、御蔭にて官位をも得、遠つ祖の為、昌休が述懐をもはらさせ、無跡、子孫何にて成共つゝかば、一度は衰へ一度は榮るれば、数万の人も召連、門高くせんも出来ぬべしと願ふ。

この記述からは、昌築が、「世伴」に自分の跡目を継がせず、別に仕官をさせることで、父祖以来の連歌の道を何と

か継続させようと苦心した様子がかがえる。この「世伴」こそが、石井了珍ではなかつたか。同書の奥書には「享保十三年月日 破道人昌築云」とあり、息子を仕官させたのは、それ以前であつたわけだが、『系図』によれば、了珍が伊達家部屋住となつたのは、その二年前、享保十一年(一七二六)十二月十五日のことである。昌築が『無分別之談』で将来を託したのは、まさに了珍であつたと思われる。

また、昌築の連歌を継ぐ者が了珍のみであつたことも、資料の伝存状況から想定できる。京都大学付属図書館には、石井家旧蔵本が十二本あり、その中には、宗祇や石井家代々の絵像とともに、『里村昌程絵像』と『里村昌純絵像』も所蔵されている。特に、昌純の絵像の裏には、絵像の制作事情を記した貼紙が見られる。これは、子の昌築が自ら記したもので、「享保八癸卯正月廿日記 連歌師里村六世 法橋昌築」の年記と署名がある。これに拠れば、享保七年(一七二二)十二月八日に七十四歳で昌純が没したため、昌純が生前土佐光芳に描かせていた尊影を、翌年正月四日に表具に出し、四十二日の法会に初めて掛けたという。また、この貼紙の昌築の署名の下には、「書ハ了珍父也」と別筆で書かれている。その筆跡は『系図』の筆跡とも似ており、内容から言つても、了珍の筆と考えて不思議はない。ともあれ、昌程・昌純の絵像は、昌築から了珍の手を経て、

石井家に入ったものである。仮に、昌築の跡目を継ぎ、連歌師となった者が他にいたならば、石井家にこれらの絵像が入ることはなかったはずである。

了珍が里村家の分家から石井家に入った事情には、了瑣の子了瑠が病弱であったということに加え、生活に逼迫した里村昌築側の積極的な働きかけもあつたようである。『無分別之談』には、息子を俗体として仕官させたとしか書かれていないが、具体的には、実子を石井家の養子に入れ、伊達家に仕えさせたことを指すと思われる。昌築の望みは、了珍に連歌を続ける環境を与え、自らの子孫に連歌師を継承させることであつたのではないだろうか。

もちろん、『系図』には、了珍について、その経歴以外の記述がなく、本書の作成に対して、了珍がどのような意図を持っていたのかも明らかではない。しかし、了珍自身も、石井家に入ること、父祖以来の生業を継ぐこともでき、路頭に迷うこともなくなった。そのような中、了珍は、連歌師石井家の祖先的存在として「石井三家」を仰ぎ、その末端に自らの名前を置くことで、連歌師石井家代々における位置を確認しようとした。また、そのことを子孫に伝えたいと考えた。それが『系図』成立の一動機ではなかっただろうか。

### 三 『系図』所引「石井三家系図」の史実性

これまで、『系図』の後半部分、すなわち連歌師石井家の系図を分析することで、『系図』が、十八世紀半ば、連歌師石井了珍によって作成されたことを推定してきた。

しかし、連歌師石井家系図は『系図』の一部分に過ぎず、前半部分には石井三家の系図がある。また、それは、連歌師石井家が石井三家の子孫であることを主張するもののものである。その主張は、果たして史実に叶っているのかどうか。その検証が、本稿におけるもう一つの目的であつた。

石井三家の系図は、草稿本『系図』に「石井三家系図、具在九条殿下之日記」とあり、「九条殿下之日記」なる書に拠つたものであるという。「九条殿下」とは、撰閲九条家の誰かであろうが、それが誰を指しているか、あるいは「九条殿下之日記」がいかなる書であるのか、具体的なことは不明である。

そもそも、「石井三家」とは何者なのだろうか。まずは、石井三家について記した『系図』の序文から考えていきたい。次にあげたのは、その冒頭部分である（以下、『系図』の引用は浄書本に拠る）。

從普原安国至第參代利宗、初而法性寺殿御代被補下司

職云々。自安国至第八代改安信菅原為宇治氏。從安国  
至第拾二代安平其息嫡男豊安二男直安三男秀安、自此  
称石井分為三家。(訓点は省略)

この記述によれば、菅原安国から三代後の利宗が、「法性  
寺殿御代」つまり法性寺殿と呼ばれた藤原忠通(一〇九七  
〜一一六四)の時代に、初めて下司職に就いたという。そ  
して、安国から八代目安信に至って宇治氏に改め、十二代  
後の安平の長男豊安、二男直安、三男秀安が石井と称して、  
三家を為した。「石井三家」とは、宇治安平の三人の息子  
が、石井と名乗って起こした三つの家ということになる。

この内容と呼応するように、『系図』における石井三家  
の系図も、伊佐諾尊・素戔鳴尊・天穗日尊・出雲宿禰野見  
から始まり、菅原家と関わるような系図となっている。そ  
して、安国から三代後に利宗の名が現れ、「法性寺殿御時  
始被当座下司職」と注記される。さらに、安国から八代  
後には安信なる人物が、十二代後には安平が現れる。安平  
には「五郎左衛門、在三子、称之石井三家」と書かれ、系  
図は、安平から三子豊平・真安(序文では「直安」)・秀  
安に連なっていく。『系図』の序文冒頭は、石井三家の系  
図と内容がほぼ一致しており、石井三家の系図を略述した  
ものと考えられる。

ついで、序文は段落が改まり、次のような文に続く。

日本之地分、從其村至其村三拾六町宛何里、又從其村  
至六町宛、又四拾八町宛何里申儀、行基并之時、以石  
井為奉行被定之云々。就中、今平安城之条里、被表九  
条袈裟。即、四条ト五条橋、是袈裟之緒也。其後橋五  
条之東端有土橋。其東方猶橋。其橋橋之間、現中島。  
即、表緒也。切尔平安城零落已正親〔町〕院已上 月  
輪禪定兼孝公之御記也

(一) 内は、草稿本から私に補入した)

この部分の文意は必ずしも明確ではないが、大意をとれば、  
前半は、行基の時に日本の土地を区切つて整備し、その際  
石井を奉行に定めたという内容、後半は、平安京の条里を  
九条袈裟に例えた内容であろう。このような伝説的な記述  
が、「月輪禪定兼孝公之御記」に書かれていたという。「月  
輪禪定兼孝公」とは、後月輪殿と称し、織豊期から江戸初  
期に活躍した関白九条兼孝である。具体的な書名は不明だ  
が、この部分が九条兼孝の著述に拠るものであるという記  
述は重要である。『系図』には、「九条殿下之日記」とい  
う書名や、九条家の先祖にあたる「法性寺殿」の名前も見  
られ、九条家と石井三家の関わりが注意される。

序文は、さらに段落を改めて、以下の通りに記す。

昔者、行基并分置日本之国道時、以石井為奉行。其後、成九条殿之家礼也。誠伊佐諾尊、此之大地素戔嗚尊ニ讓進ラセラレシ子細ニ依、其子孫絶タル故、国郡ヲ分、帝都ヲ遷ル之時ハ、必以石井檢定之使トス。惣テ所之名ヲ分チ地ヲ転スル等之事ハ、石井家ニ不存云事ナシ。尔平家以来每事背日本之規矩故失有之。既福原遷都是無孝知之証也。尚從神代、日本之分国遷都無不存、于此家ニ有也。

序文は以上で終わるが、ここでは前段の内容を承けて、石井家の由来を示し、誇示する内容となっている。前段でも、行基が石井家を奉行にしたことについて述べられていたが、ここでは、行基が国や道を分置した際に、石井を奉行にしたという内容で言い換えている。さらに、その後石井家が九条家の家礼になったことが記され、国や郡を分け、遷都する際には、石井家が「檢定之使」となることなどを主張した内容が見られる。

このように、序文の内容は、石井三家の由来について述べたものであった。しかし、菅原氏から宇治氏、石井氏と改めたことや、石井氏が九条家の家礼をしていたことなど

はまだしも、行基から奉行を任せられた話や、遷都等の「檢定之使」の話などは、伝説的な内容で、およそ史実とは信じがたい。

そこで、序文も含めて、石井三家の系図がどこまで史実を反映しているのか。史実でなければ、それは何に起因しているのか。あるいは、誰の作為によるものなのか、検証するため、続いて、石井三家の系図部分を詳細に見てゆきたい。

伊佐諾尊—素戔嗚尊—天穗日尊—出雲宿祢野見

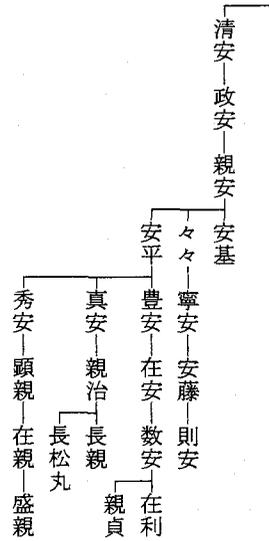
宇津見—多喜臣—山田臣—(十二代略)—時津

宇庭—身臣—土師古人—清公—是善—天満天神

清人

(六代略)—野繼—(三代略)—安国—興国

行信—利宗—利季—貞利—景利—僧瞻真—安信



これは、石井三家の系図のうち、一部を省略し、名前と系線だけを抽出したものであるが、この系図の人物は、実在が確かめられるものと、そうでないものに分けられる。その分岐点にいるのが、先にも触れた「利宗」である。

序文の「從菅原安国至第參代利宗、初而法性寺殿御代被補下司職云々」や、系図における「利宗」の注記「法性寺殿御時始被補当座下司職」は、利宗が、法性寺殿（藤原忠通）の時に、下司職つまり荘園の在地領主に任じられたという内容として捉えられる。また、序文には、石井家が「九条家之家札」になつたことも記しており、九条家との関わりが想定できる。

そこで、九条家領荘園の關係史料を検すると、利宗に関する記録が存在していた。宮内庁書陵部蔵の九条家文書に

は、平安期以降、撰関九条家が領有してきた東九条荘關係の文書が収められている。東九条荘は、藤原良房娘明子の所領として始まり、撰関家の嫡子に伝領されていたものが、藤原忠通の時代に至り、娘の皇嘉門院聖子の所領となつて成立した荘園である<sup>(五)</sup>。東九条荘下司職の代々を記した文書が、東九条荘下司職相承系図写（九一九(2)号）であり、そこに利宗の名前が現れる<sup>(六)</sup>。

これに拠れば、「根本利宗 伊予權守 法性寺大殿御時始召田文等、被庄号之、為皇嘉門院御領号東九条御庄、依為一分本領主、最初被補下司職」とあり、利宗が藤原忠通の時に初めて下司職に任じられたとする『系図』の記述と一致する。しかも、この相承系図には、利宗を含め十二名の名前が系線で結ばれているが、それらはすべて『系図』中の石井三家系図に見られる人物である。相承系図に記された名前と系線を示すと次の通りである（注記は省略）。

根本利宗—利季—貞利—景利—僧瞻真

宇治安信—清安—政安—親安—安基—安平—豊安

この文書からは、利宗だけでなく、利季以下、豊安までの実在を確かめることができる。さらに九条家文書を見ると、

安平三男の秀安を初めとして、数安・在利・親貞・親治・長親・長松丸・顕親・盛親の名前も見出せる<sup>(5)</sup>。もちろん、安平二男の真安(序文では直安)や、寧安、在顕など、文書中に見出せなかった人物もあるが、『系図』の石井三家系図における利宗以降の部分は、実在の人物によって構成されていると言つてよい。

また、名前に注記されている通称や法名などの一部も、九条家文書やその他の史料で確認できる。例えば、『系図』では、秀安の子顕親に「美作守 修理進 法名姓円」と注記している。そこで、『親元日記』所収「室町幕府政所賦銘引付」によると、文明十五年(一四八三)四月九日、石井美作守秀安の被官三郎次郎が田地と百姓職を沽却する際、請人であつた石井親治の被官三郎次郎が混乱に及んだことが記されている<sup>(6)</sup>。その中に秀安の子として「愚息修理進」の名が現れ、これが顕親と思われる。

顕親は、その後、父同様美作守を名乗っており、永正五年(一五〇八)五月十四日付の石井顕親契状案(一〇二七号)には、自署の部分に「美作守顕親」と記している。また、顕親は、永正六年から八年にかけて、真安(直安)の子親治と、九条不断光院南僧坊領の代官職に関して争っていたが、この件に関する申状等でも、美作守と名乗っている<sup>(7)</sup>。(永正十六年)七月十三日の石井顕親書状(一一一

二号)では、「石井美作入道正円」と自署しているので、永正十六年には入道して、「正円」という法名を名乗っている。『系図』の「法名姓円」という記述は、用字が異なるとはいへ、歴史的には根拠のある記述であつたと考えられる。

対して、顕親と南僧坊領代官職を争つた長親は、『系図』に「山城守」と記されている。長親は永正七年までは雅楽助と名乗っていたが、翌八年の文書には長親を山城守と呼んだものがある<sup>(8)</sup>。

また、豊安流の在利には「左衛門大夫」と注されているが、この在利は、関白九条政基に仕え、和泉国日根荘の荘官をするなど、九条家の荘園支配に大きな役割を果たした石井在利である。在利は、河内守や撰津守と呼ばれた時期もあるが、永正十一年(一五一四)までは左衛門大夫と名乗っていた<sup>(9)</sup>。

他にも、安基の「三郎左衛門尉」(九一九(2)号など)、豊安の「民部丞」(三二(1)号)、数安の「河内守」(九九七号など)に、史料的な裏付けが可能である。

このように、利宗以降の「石井三家」系図は、実在する人物によって構成され、史実を反映しているように思われるが、利宗が石井氏の血縁上の祖先であつたかと言へば、そうではない。

先に触れた東九条荘下司職相承系図写によれば、東九条荘下司職を最初に補任されたのは利宗であった。同荘下司職は、その子息である利季、利季嫡子の貞利、貞利嫡子の景利と相伝された後、僧瞻真へと譲り渡されている。瞻真に下司職が譲渡されたのは、彼が景利の実子であったからではない。相承系図における僧瞻真の注記には「景利依無子息譲得之」とあり、景利に子息がいなかったからである。その際に作成された譲状の写しが、貞応二年（一二二二）正月 日・菅原範貞譲状写（九一九（11）号）として残っているが、そこにも「依無子息、所奉譲与于養君美濃公瞻真実也」と記され、瞻真が養子であったことがわかる。

また、僧瞻真から宇治安信への譲渡も、同じ理由であった。文永六年（一二六九）二月二十日・僧円蓮譲状写（九一九（10）号）は、円蓮（瞻真から改名）から安信へ下司職を譲与する際の譲状であるが、そこには「円蓮依無実子、所譲与養子大夫三郎安信也」とあり、円蓮（瞻真）に実子がいなかったため、養子の安信へと下司職が譲られたというのである。

つまり、この二つの譲状に拠れば、景利と瞻真、瞻真と安信の間に、養子関係が一応存在するといえるものの、それは基本的に東九条荘下司職を相伝するための養子関係に過ぎないと言えよう。『系図』の「景利―僧瞻真―安信」

という系線は、一見すると血縁関係を示すものとして捉えがちであるが、史実はそうではなかった<sup>十三</sup>。

『系図』では、安信以降、清安、政安、親安と続き、そこで安基・安平の兄弟が現れ、そこから系図が詳細になる。東九条荘下司職相承系図写には、「安基依無子息、舍弟譲与安平」とあつて、安基と安平が兄弟であることが確かめられる。他にも、秀安と顕親の親子関係（先述）、教安と在利の親子関係（一〇八九号）も確認でき、『系図』の安基・安平以降の部分は、基本的に血縁関係を示したものと捉えてよい。

つまり、利宗以降、安基以前の『系図』の系線は、東九条荘下司職の相承系図を利用したものであり、『系図』における利宗以降の系図は、東九条荘下司職の相承関係を示した系図と、血縁関係を示した系図の二つが接合されて、成立したということになる。

そうであれば、『系図』の序文に書かれていた、安信が菅原氏を宇治氏に改めたという内容も、事実とやや異なることになる。確かに、利宗から景利までの人物が菅原姓であったのは間違いないが<sup>十四</sup>、景利の養子となった僧瞻真が、菅原と名乗った史料はない。また、安信も本来宇治氏であったと思われる、菅原から宇治へ改姓したものではなかった<sup>十五</sup>。安信以降の人物が、宇治氏や石井氏を名

乗る例はあつても、菅原姓を名乗つた例が見られないのも、その傍証となる。菅原正子氏は、石井氏の前身である宇治氏が、山城国紀伊郡北部一帯の有力名主であつたと推定し、仁平三年（一一五三）十一月二十六日・東九条領檢注坪付帳案（六五六〇八号）に、宇治氏らしき人物が存在することを指摘している<sup>千五七〇</sup>。

しかし、このような問題点を孕みながらも、利宗以降の石井三家系図は、基本的に歴史的な根拠に基づいて構成されていると言つてよい。これに対して、利宗以前の部分は、天満天神（道真）に至る菅原家本流の部分を除くと、史料で確認することができない人名ばかりで、史実でない可能性が高い。利宗に至るまでの名前を羅列すると、宇津見・多喜臣・山田臣・高子井・興宇舎人・高津内舎人・鹿戸美・逢世美・勢野井舎人・明音大舎人・真鷹・小与鷹・雄児戸・屋津雄・生間・時津・世風臣・逢津支・野足・篠雄・安雄・安敦・野継・吉野太夫・清美太夫・友名・安国・興国・行信という人名が、一本の系統で結びつけられているが、利宗以外には、その実在を確かめることができなかった。

また、利宗に至るまでの世代数が余りに多すぎる点も、疑わしい。『系図』によれば、利宗の祖先には宇津見なる人物がいる。宇津見は、菅原氏の祖先とされる宇庭の兄と

して位置づけられ、宇津見から利宗までの人数は三十名に上る。利宗は藤原忠通（一〇九七〜一一六四）の時代の人物であつたので、比較のために、忠通と同世代で保元二年（一一五七）に五十一歳で没した菅原公賢が、祖先の宇庭から何世代目に当たるかを数えてみたところ、十四世代目であつた（『尊卑分脈』）。石井三家系図における利宗までの人数は、その約二倍あり、史実を反映した系図かどうか非常に疑わしい。

#### 四 『系図』所引「石井三家系図」の成立

仮に『系図』の利宗以前が史実でなかつたとすれば、このような系図が、誰の手によつて作成されたのかという点に興味及ぶが、それは、系図中に書き込まれた注記の内容から、東九条荘に関わる人物であろうということが推測できる。

『系図』において、宇津見の孫とされている山田臣には、次のような注記がなされている。

此時勅<sup>ニ</sup>云、遷<sup>ニ</sup>都<sup>ヲ</sup>於此所<sup>ニ</sup>之時<sup>ハ</sup>、我<sup>カ</sup>孫<sup>ハ</sup>成<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>塚<sup>ニ</sup>之<sup>ト</sup>斎<sup>ト</sup>司<sup>ト</sup>。汝<sup>カ</sup>孫<sup>ハ</sup>當<sup>ニ</sup>執<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>司<sup>之</sup>之<sup>ト</sup>。速<sup>ニ</sup>大<sup>ノ</sup>職<sup>ト</sup>冠<sup>ト</sup>、被<sup>レ</sup>分<sup>ニ</sup>諸<sup>ニ</sup>二十<sup>ノ</sup>余<sup>ノ</sup>世<sup>ニ</sup>云々。真<sup>ニ</sup>人<sup>ノ</sup>大<sup>ノ</sup>連<sup>ノ</sup>築<sup>ク</sup>宇<sup>ノ</sup>賀<sup>ノ</sup>塚<sup>ヲ</sup>。

時檢定其ノ地今ノ成興寺、其塚ハ在「宇賀ノ辻」。(訓点は原文通り)

「此時勅シテ云」つた人物が誰であるのかなど、不明な点も多いが、この注記には、「宇賀塚」「成興寺」という場所が見られるほか、「宇賀塚」を築いた人物として「真人大連」の名が現れ、いずれも東九条荘や九条家との関わりを指摘することができる。宇賀塚は、現在宇賀神社(京都市南区東九条東札辻町)として祭られているが、九条尚経筆の九条近辺条里図(二一六〇(1)号)には、宇賀塚が大副里十坪と呼ばれる場所にあつたことが記されている。大副里は、東九条荘の約三分の二が存在する区域であり、またその北側には、大副里にも一部かかる形で、九条家や石井氏の屋敷があつた<sup>(15)</sup>。

また、宇賀塚を築いたとされる「真人大連」は、九条家の伝承の中に現れる人物である。

#### 一、奇瑞

真人大連遊獵之時、金ノ印ヲ撫テ勘定ノ云ク、高皇産靈命ノ神靈ナリ、卜筮ノ云ク、速ニ三十六尺ノ下ニ埋ムヘシ、後七代ニ神明化生ノ姓ヲ改メ普ヲ鎮シ、帝運ヲ定シ、其ノ神明ヨリ五世ニ当リテ帝都ヲ此ノ所ニ

遷シ、其レヨリ三代ノ日月ニ天子降化ノ、青女ト成リテ天帝位ト等クノ、子葉日ニ成リ出テ孫花月ニ興リ榮

#### (中略)

一、以□良太子閑室忠仁公ノ御所トシ、青女染殿ノ后ヲワタテ奉ル、是成興寺ナリ、子葉成孫花興ルトアリモ、トノ心ヲ寺号トス

一、成興寺ノ阿闍院ハ金印ヲウツム所ナリ

これは、九条尚経筆の九条家相承事(二一六〇(5)号)等に残された伝説であるが、真人大連が狩りをしていた時に金印を得、占いに従つて地面に埋めたという。この記述中にある「後七代」の部分には、「大織冠ノ事」すなわち藤原鎌足の事とする頭書があり、九条家においては、真人大連が鎌足の祖先に当たる人物として捉えられていたようである。さらに、その金印を埋めた所が「成興寺」であると記している。

成興寺は、もとは藤原良房が御所とし、「染殿ノ后」つまり良房の娘明子を住ませた所とされ、現在では城興寺と呼ばれている。東九条由緒書(二一六〇(6)号)によれば、東九条荘は明子領として始まったものであり、成興寺は、九条家ならびに東九条荘にとつて重要な存在であつた。『系

図』の山田臣に関する記述は、東九条荘と深い関係を持つた者によって作られたものであろう。

さらに、『系図』には、時津と野継という人物の注記があり、興味深い記述が見られる。時津には「行基并被分諸国坪之使」と注され、行基が諸国を分けた際に「坪之使」であったことを記す。この内容は、行基が国や道を分置した際に、石井を奉行にしたという序文の内容と対応している。もちろん、これは史実ではないだろうが、行基が国郡を分けた等の伝承は、中世期に広まっていた行基伝説の展開と言える。

この種の伝承としては、行基が日本地図を作成したというものが有名である。例えば、嘉元三年（一一三〇五）の書写奥書を持つ仁和寺蔵日本図には、「行基菩薩御作」と書かれている。ほかに、日本で最初に出版された日本地図である、慶長版『拾芥抄』所収大日本国図では「大日本国図ハ行基菩薩ノ図スル所也」（原漢文）と記されているなど、中世期の日本図には行基作と伝えるものが多い。あるいは、『溪嵐拾葉集』所引『行基菩薩記』には、「行基菩薩、日本ヲ遍歴シテ、国境ヲ定メ、田畠ヲ開キ給フ」（大正新修大蔵経所収本文に拠る。原漢文）とあり、中世期において、行基が国境を定め、田畠を開墾したという伝承があったことが知られる<sup>177</sup>。時津の部分に注された伝説的な内容は、

このような行基伝説に石井氏を関わらせて作ったものであろう。

また、野継についても、「被分平安城七道之使也。從神代相統。既為定使。有所以石井如上」という注記が見られ、石井氏が後に下司職を任じられるようになる根拠を、人物もろとも創作したと思われる。

以上の内容を鑑みれば、利宗以前の系図や山田臣等に関する注記は、東九条荘に関わる人物、中でも石井三家の人々によって創作されたものであった可能性が高い。また、利宗から石井三家に至るまでの系線は、実際は血縁関係でない部分があり、東九条荘下司職の相承系図を利用したものであったが、これも石井三家の威信を高めるため、石井三家側が確信的に利用した可能性がある。

『系図』に見られる石井三家の系図は、このようにして作成されたと考えられるが、石井三家の系図が作成されたのは、室町末期頃であろう。石井三家系図の末端に位置するのは、豊安流では在利・親貞、真安（直安）流では長松丸<sup>178</sup>、秀安流では盛親である。彼らは永正から大永年間<sup>179</sup>に活動していた人物であり、石井三家の系図も、そのあたりの時期に作成されたと思われる。もちろん、それ以降に作成された可能性も皆無ではないが、『地下家伝』によれば、東九条荘下司職を務めた石井氏は、太閤検地によつて

東九条荘が消滅した後も、幕末まで九条家諸大夫として存続している。在利や長松丸以降の人物が、石井三家の系図に記されないのは、その作成時期が、室町末期から遠く離れていないことを示しているのではないだろうか<sup>〔下略〕</sup>。

## 五 石井了派と石井三家

以上、『系図』に見られる石井三家の系図が、石井三家すなわち東九条荘下司職を務めた石井氏によって、十六世紀前半頃に作られた可能性について論じてきた。『系図』の編者は、このように作成された石井三家の系図を、「九条殿下之日記」から引用し、これに序文をつけて、その後、に連歌師石井家系図を付載したということになる。その意図を推し測れば、連歌師石井家の出自が石井三家であったことを主張するものであろう。

連歌師石井家が石井三家と同族であるという説は、編者と目される了珍や、それ以前の連歌師石井家による創作と考える向きもあるが、実際、両者は同族であったようである。

そのことは、連歌師石井家の祖・石井了派と石井三家の共通点から想定できる。この点については、前稿でも若干触れたが、先行研究の確認や論の補足を行い、改めて石井

了派と「石井三家」との接点を考察したい。

石井了派について、草稿本『系図』では、「宗祇門弟為連歌師 五月廿九日卒年号不詳」と記し、浄書本には「永祿二年己未（五月廿九日卒）」などの記述が書き加えられていた。了派が宗祇の弟子であったことは未確認であるが、連歌師であったことは確かであり、『新撰菟玖波集』に一句入集しているほか、天文三年（一五三四）、千句に出座するなど、連歌師としての活動が見える（『連歌総目録』）。

了派が永祿二年（一五五九）に没したという浄書本『系図』の記述が、何に依拠していたのかは不明だが、永祿四年には了派が没していたことを示す資料があった。『思文閣古書資料目録』一八五号（平成十六年一月）所載の「宗養連歌幅」は、室町末期に活躍した連歌師谷宗養の発句二十四句を記した新出資料だが、発句には詞書を持つものもあり、その中に次のようなものがある。

石井了派追善に

咲も此世を卯花の心かな

五月雨は雲をうへたる早苗哉

つまり、石井了派追善連歌の発句である。同資料は、了派追善連歌がいつ興行されたのか、明示していないが、この

二句後には「三好匠作千句に五畿内之名所二つ撰入て夏月十之内」という詞書と、「木間もる月影いくへ氷室山」の発句が見られる。三好匠作とは修理大夫であった三好長慶であり、この発句は永禄四年五月二十七日から二十九日にかけて興行された『飯盛千句』の一部である。

「宗養連歌幅」は、特定の年における宗養の発句を、正月から七月まで、時系列に沿って配列したもののようであり、『飯盛千句』の発句があることから、永禄四年のものと思われる。そのほかの発句は、年代を推定することができなかつたが、石井了派追善連歌は、永禄四年五月以前に興行されたものであろう<sup>215</sup>。追善の連歌は、没後程なく行うものだろうから、了派の没年も永禄四年五月を遠くさかのぼらない時期であつたと考えてよい。

このように、石井了派は十五世紀末から連歌師としての活動を見せ、永禄年間に没したと考えられる。

しかし、了派は、連歌師のほか、公家の被官としての側面も持っていた。先に述べた通り、了派の句は『新撰菟玖波集』に読人不知衆として入集していたが、そのことは『新撰菟玖波集作者部類』によって知ることができる。『作者部類』には内容の異なる伝本が複数あり、そこには、法名了派、通称弥三郎、実名滋久、童名千代菊であつたことのほか、宇治氏を称していたこと（大永本）や、飛鳥井殿

の被官であつたこと（伝宗鑑本）などについても記録されている<sup>216</sup>。このことは末柄豊氏によって既に指摘されており、了派に関する記録が、『実隆公記』（明応六年五月十九日条、永正三年七月十三日条、天文二年正月二十五日条）に見えることも併せて報告されている<sup>217</sup>。

そこで、『実隆公記』を見ると、明応六年（一四九七）五月十九日条には、「塔森公用使節事、石井弥三郎滋久献請文」、永正三年（一五〇六）七月十三日条には（当所）（塔森）御月別事、此間石井弥三郎雖為御使、自当月分本所御直納候」とあり、石井弥三郎滋久（了派）が、明応六年から永正三年まで、塔森の渡から三条西家に月別の公事を納める際の「使節」に任じられている。塔森は山城国紀伊郡にあり、現在の京都市南区塔ノ森付近、鴨川と桂川が合流する地点に接している。石井滋久（了派）が、塔森公用使節に任じられたのも、紀伊郡に地盤を持つていたからであらう。

了派が宇治氏を名乗り、公家の被官であつたことを考え合わせると、宇治氏や石井三家との間には、共通点が複数見られる。宇治氏・石井三家も、同じく山城国紀伊郡で大きな勢力を持ち、九条家に仕え、荘園領主として盛んに活動をしていた。明確な資料は見出せないものの、石井了派と石井三家が同族であつた可能性は高い。

このような可能性がある以上、連歌師石井家が石井三家の出身であると主張する『系図』の内容は、江戸時代の連歌師石井家による勝手な創作ではなく、何らかの根拠に基づいていたと推測される。

おわりに

以上、『系図』の成立や、同書に引かれている石井三家の系図における史実性と虚構性について検証し、連歌師石井家と石井三家との関係について論じてきた。

つまり、『系図』の編者は江戸中期の連歌師石井了珍と推測され、その成立時期は草稿本が元文三年以降、浄書本が寛延二年以降であった。『系図』の編者は、石井三家の系図を、「九条殿下之日記」から引用した上で、「月輪禪定兼孝公之御記」などを引きつつ、序文をつけ、その後に関連歌師石井家系図を付載した。それは、石井三家が連歌師石井家の祖先であることを主張する意図があったと思われる。

石井三家は実在し、室町期に九条家領山城国東九条荘の下司職を務めていた石井氏であった。石井三家の系図自体も、石井三家側によって作成された可能性が高い。ただし、その記述には、伝説的な人物や内容が含まれており、すべ

てを信用することはできない。また、実在する人物で構成されている部分においても、東九条荘下司職相承系図と石井三家の血縁を示した系図という、異なる種類の系図が接合されており、注意する必要がある。

このような検証をした上で、連歌師石井家の祖了派と石井三家との関係を探ってみると、断言はできないまでも、おそらく同族であったということが言えそうである。その根拠には、両者が石井氏のほか、宇治氏を名乗ることもあったことや、公家の被官で、公家領の年貢や公事などに関与していたこと、山城国紀伊郡に地盤を持っていたことなどの共通点があげられる。

おそらく、連歌師石井家の出自は、石井三家であったと思われる、『系図』の主張も根拠のないものではなかったという結論が導かれた。

さて、ここで再び冒頭の問いに戻りたい。連歌師を輩出し、能楽の大鼓役者をも輩出した石井家が、なぜ上層住民として京都の都市部に居住し、貴顕や文化人たちの間で連歌をすることができたのか。

その答えの一つとして、石井家が本来公家領等の下司職や公家の被官として活動し、京都近郊に地盤を持っていた一族であったことをあげておきたい。さらに、了派には、室町後期最大の文化人とも言われる三条西実隆との交流も

あつた。実隆は聴雪と号して、盛んな連歌活動を見せ、了派らと一座した連歌も存在している<sup>(三三)</sup>。了派は、実隆との交流によつて、より容易に連歌活動が可能になつたと思われる。

また、石井家は、京都近郊における有力在地領主石井氏(石井三家)の係累として、それなりの経済力を持つていたのではないだろうか。連歌師石井家は、天正期以降、禁裏に南接した新造の町・新在家に居住していた。織豊期の新在家は、富裕層が数多く住んでいた地域であり、石井家も経済的に窮乏していた節は見られない。石井三家と同族であつたことを、連歌師石井家の地盤形成や、大鼓方石井家発生の背景として想定することは、あながち間違ひではないだろう。

〔注〕

- (一) 『能と狂言』2、平成十五年五月。
- (二) 綿拔豊昭『近世前期猪苗代家の研究』(新典社、平成十年)に拠れば、七種連歌は、伊達家が正月七日に行つた儀礼的な連歌であり、若菜連歌とも呼ばれる。綿拔氏著書は、猪苗代家の考察を主目的としているが、石井家に関しても数多く言及しており、参考になる。
- (三) 了珍が法橋・法眼に叙せられた年記と年齢によれば、了珍

は宝永六年(一七〇九)生になる。しかし、『系図』では、伊達吉村のお目見えとなつたのが、享保十一年(一七二六)、十四歳の時であつたとも記す。この記述によれば、了珍の生年が正徳三年(一七一三)になつて、四年の齟齬が生じる。この点については、今後の検証が必要である。

(四) 大阪天満宮蔵『連歌雜記其二』所収。綿拔氏前掲書三九六〜九頁の翻刻に拠る。

(五) 菅原正子「九条家領山城国東九条荘の存在形態——九条家文書による復元について——」(『古文書研究』25、昭和六十一年五月)。

(六) 九条家文書は、『図書寮叢刊 九条家文書(二〜七)』(宮内庁書陵部、昭和四十六〜五十二年)に拠る。以下、( )内の番号は、同書における文書番号である。

(七) 秀安・親治の名は、『親元日記』所収「室町幕府政所賦銘引付」にも見ることが出来る。

(八) 以下、室町期における石井氏の動向については、仲村研「九条家代官石井氏について」(『秋山國三先生追悼会編』京都地域史の研究』、国書刊行会、昭和五十四年)を参照した。

(九) 永正七年六月 日・石井顕親重申状案(二〇四六号)、永正七年七月 日・石井顕親三問状案(二〇五〇号)など。

(十) 永正八年十二月二十一日・九条家奉行人奉書(二〇五四号)。

(十一) (文亀元年) 四月十日・湯淺通宗・西村有弘連署書状(一

四二号)、永正六年十一月十六日・東九条荘下司職補任状写(九一九(3)号)など。永正十一年七月十四日・石井在利文書目録注文(二〇六九号)には、「左〔衛門〕 在利」と自署しているが、永正十一年十二月三日・室町幕府奉行人連署奉書(一〇七三号)や永正十四年十月二十八日・石井在利畠地売券案(二〇八一(1)号)には、在利が河内守を称していたことが見えるので、左衛門大夫と名乗ったのは、永正十一年までであろう。

(十二) 宇治安信から下司職を相伝された清安にも、相承系図では「父左衛門大夫云々」と記されている。安信が「左衛門大夫」と名乗った形跡は見られないので、清安と安信の血縁関係についても不明と言わざるを得ない。

(十三) 東九条荘下司職相承系図写(九一九(2)号)、文永六年二月二十日・僧田蓮讓状写(九一九(10)号)、貞応二年正月日・菅原範貞讓状写(九一九(11)号)、文治二年閏七月日・菅原貞利讓状写(九一九(12)号)。

(十四) ただし、安平の三子に至って石井氏と名乗ったという、『系図』序文の内容は正しいようである。宇治氏が石井を名乗るようになった初例が、永享七年十二月二十四日・九条満教袖判御教書写(九一九(5)号)に見える「石井美作守豊安」という記述であり、豊安以前に石井と名乗った例は見出すことができない。

(十五) 前掲菅原氏論文。また、宇治氏が菅原氏に代わって東九条荘下司職を相伝するに至った背景に、領家である九条家の勢力低下があったとも推測している。

(十六) 前掲菅原氏論文。

(十七) 行基式日本図(行基図)に関する研究は、主に地図史研究や日本史研究の立場から、数多く積み重ねられている。通説では、日本図が行基作であることは否定されるが、日本図を行基が作ったという言説がどのようにして生み出されたのかという点については、議論が分かれている。例えば、応地利昭氏は、『今昔物語集』の成立や東大寺大仏再建の勧進と関連づけて、十二世紀から十三世紀中期の東大寺周辺に、その発生を想定している(『絵地図の世界像』、岩波書店、平成八年)。また、黒田日出男氏は、十三世紀以前に成立したと思われる『溪嵐拾葉集』所引『行基菩薩記』が、その背景にあると指摘している(『行基式(日本図)とはなにか』、『地図と絵画の政治文化史』、東京大学出版会、平成十三年)。

(十八) 浄書本『系図』では、長親と長松丸を兄弟とするが、実際は長親と長松丸は兄弟ではない。九条家奉行人奉書案(二〇四号)には、「祖父〔親〕治」とあり、親治から見て、長親は子、長松丸は孫にあたる。草稿本『系図』には、長親と長松丸を兄弟とする系線とともに、長親と長松丸を親

子にする系線も引かれている。浄書本では、そのうち兄弟の系線を残したと思われるが、親子の系線の方が史実に近いようである。

(十九)『図書寮叢刊 九条家文書四』四十三頁の「石井氏系図」も、本書における石井三家の系図と非常に近い内容を持っている。ただし、『図書寮叢刊』所収系図には、系図の典拠が示されていない。おそらく、『系図』と同様の系図に拠ったものと推測されるが、その点については今後の調査に期したい。

(二十)落合博志氏の御教示による。「宗養連歌幅」は国文学研究資料館に収蔵されることである。また、木藤才藏『連歌史論考 下』増補訂正版(明治書院、平成五年)の「連歌師年表 増補」にも、永祿四年夏、安立院で興行された

石井了派追善連歌に、宗養が「散もこの世を卯花の心哉」の発句を詠んだことを記している。

(二十一)横山重・金子金治郎編、貴重古典籍叢刊4『新撰菟玖波集 実隆本』(角川書店、昭和四十五年)。

(二十二)末柄豊「宗祇書状の伝来に関する一考察——菟集文書と紙背文書——」(『室町時代研究』1、平成十四年十二月)、注四十六。

(二十三)天文三年(月不詳)二十五〜七日千句(『連歌総目録』)。木藤氏前掲書に拠れば、七月の興行で、宗祇三十三回忌の連歌らしい。

(なかしま けんすけ)

神戸女子大学古典芸能研究センター非常勤研究員)